

答弁書第一〇四号

内閣参質一八九第一〇四号

平成二十七年四月二十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出沖縄市サッカー場において発見されたドラム缶付着物等の分析結果（中間報告）等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出沖縄市サッカー場において発見されたドラム缶付着物等の分析結果（中間報告）等に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄防衛局としては、平成二十五年六月十三日に空のドラム缶が発見された沖縄市サッカー場が所在する土地（以下「本件土地」という。）におけるドラム缶の探査、発見されたドラム缶の発掘及びその付着物の分析を専門知識を有する業者に委託して行うとともに、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「米軍」という。）に対し事実関係を照会する等の調査を進めているところであり、同年六月から同年七月までの間に二十二本、同年九月から平成二十六年二月までの間に六十一本及び平成二十七年二月に十七本のドラム缶をそれぞれ発掘したところである。

平成二十五年六月から同年七月までの間及び同年九月から平成二十六年二月までの間に発掘したドラム缶の付着物等の調査結果や、平成二十七年二月に発掘したドラム缶の付着物等の分析結果の中間報告（以下「中間報告」という。）については、同局のホームページにおいて公表したとおりである。

お尋ねの「今回検出された「ジクロロメタン」等の物質」について、網羅的にお答えすることは困難で

あるが、中間報告において設定した判定に係る基準値を超過して検出された五種類の物質について、それぞれの①用途及び②人体への影響（国際がん研究機関による分類）をお示しすると次のとおりである。

一・二―ジクロロエタン ①塩ビモノマー原料、合成樹脂原料等 ②「ヒトに対して発がん性があるかもしれない物質」

ジクロロメタン ①ペイント剝離剤、プリント基板洗浄剤、金属脱脂洗浄剤等 ②「ヒトに対して恐らく発がん性がある物質」

テトラクロロエチレン ①ドライクリーニング溶剤等 ②「ヒトに対して恐らく発がん性がある物質」

ベンゼン ①染料、合成ゴム、合成洗剤等の合成原料等 ②「ヒトに対して発がん性がある物質」

トリクロロエチレン ①金属機械部品などの脱油脂洗浄剤等 ②「ヒトに対して発がん性がある物質」

二について

沖縄防衛局においては、本件土地にドラム缶が埋められていた原因の究明に向けて、お尋ねの「米軍基地としての使用時の状況」に関して、米軍等への問合せを行う等の調査を進めているところであり、今後も適切に対応していく考えである。

三について

本件土地においては、国の責任において土壤汚染範囲調査等を含む原状回復措置を実施しているところである。また、御指摘の「調査等」のうち、沖縄県及び沖縄市によるものは、それぞれの判断において行われていると承知している。

